

---

---

## 資 料

---

資料1 水防組織

秩父別町水防本部組織図

本部長 町長	本 部 員 総務課長 企画課長 住民課長 産業課長 建設課長 教育課長 議会事務局長 農業委員会事務局長	班 総務対策班 (総務課長) (企画課長) (総務・企画課職員)  民生対策班 (住民課長) (住民課職員)  農林商工対策班 (産業課長) (産業課職員)  土木対策班 (建設課長) (建設課職員)  文教対策班 (教育課長) (教育委員会職員)  協力班 (議会事務局長) (農業委員会事務局長) (議会事務局職員) (農業委員会職員) (出納室職員)	業 務 ・総 務 ・財 務 ・情報広報  ・町民生活 ・避難所 ・調 査 ・給 食 ・保健福祉 ・救 護 ・医 療  ・農 政 ・商 工  ・応急対策 ・環境交通 ・建築水道対策  ・学校教育 ・社会教育  ・支援対策
本部会議の構成			
・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・本部長の指命する職員			

秋父別町水防本部の業務分担

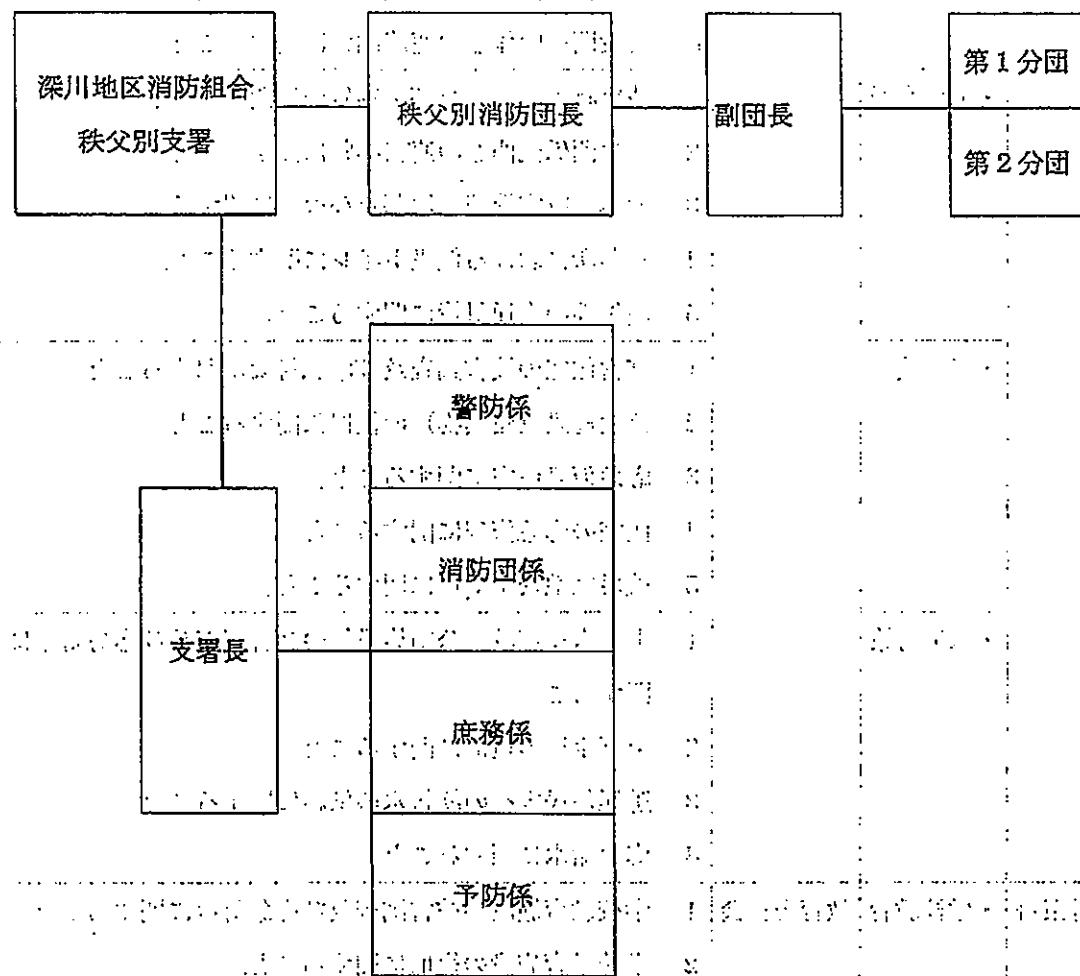
班名	業務	各課等	業務内容
総務対策班	・総務	総務課	1 町防災会議に関すること。 2 町水防本部の設置及び廃止に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 4 災害救助法の適用手続に関すること。 5 町水防本部会議その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 非常配備体制に関すること。 7 気象情報の受領及び伝達に関すること。 8 警戒区域の設定に関すること。 9 避難の指示伝達・通知に関すること。 10 職員災害動員計画及び非常招集に関すること。 11 勤員職員の出動状況の記録に関すること。 12 勤員職員の寝具、出勤用被服等に関すること。 13 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の派遣要請に関すること。 14 労務者の雇用に関すること。 15 災害予防及び応急措置の総合調整に関すること。 16 その他各対策部及び部内の他の班に属さないこと。
		財務	1 被災対策予算措置及び経理に関すること。 2 被災対策に要する財源調達に関すること。 3 被災に伴う金銭（見舞金の受け入れを含む）の出納経理、保管に関すること。 4 町有財産の被害状況の把握に関すること。 5 町有財産の緊急使用に関すること。 6 被災時の車両（作業車両を除く）の確保及び配車計画に関すること。 7 庁舎の電力及び通信連絡機能の確保に関すること。
		情報広報	1 被災情報の収集及び伝達に関すること。 2 防災行政無線に関すること。 3 被災記録及び復旧に関すること。 4 被災現場の写真撮影に関すること。

			<p>5 被災広報に関すること。</p> <p>6 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>7 避難住民の誘導及び移送に関すること。</p> <p>8 交通関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>9 電気・通信施設の被害状況の収集及び復旧に関すること。</p>
民生対策班	・町民対策	住 民 課	<p>1 被災に係る相談、苦情等に関すること。</p> <p>2 被災者からの陳情等の処理に関すること。</p> <p>3 安否情報の収集・整理・照会に関すること。</p> <p>4 住民組織等(行政区等、自主防災組織等)との連絡調整に関すること。</p>
	・避難所		<p>1 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>2 避難施設の記録及び報告に関すること。</p> <p>3 避難住民の記録及び安否情報の収集、報告に関すること。</p> <p>4 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関すること。</p>
	・調査		<p>1 被災地における被害の実態調査に関すること。</p> <p>2 災証明に関すること。</p> <p>3 公的徴収金の減免等に関すること。</p>
	・給食		<p>1 避難住民等への炊き出しに関すること。</p> <p>2 給食施設の応急利用に関すること。</p>
	・保健福祉		<p>1 社会福祉施設及び保育所施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 災害時要援護者の援助活動に関すること。</p> <p>3 被災者に対する生活保護に関すること。</p> <p>4 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。</p> <p>5 被災における行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>6 死体の収容管理、埋葬及び火葬に関すること。</p> <p>7 救援物資の保管及び配分に関すること。</p> <p>8 義援金等の配分に関すること。</p> <p>9 ボランティアの受入れ及び調整に関すること。</p>
	・救護		<p>1 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。</p> <p>2 感染症の予防に関すること。</p> <p>3 防疫に関すること。</p> <p>4 救護所の開設及び管理に関すること。</p>

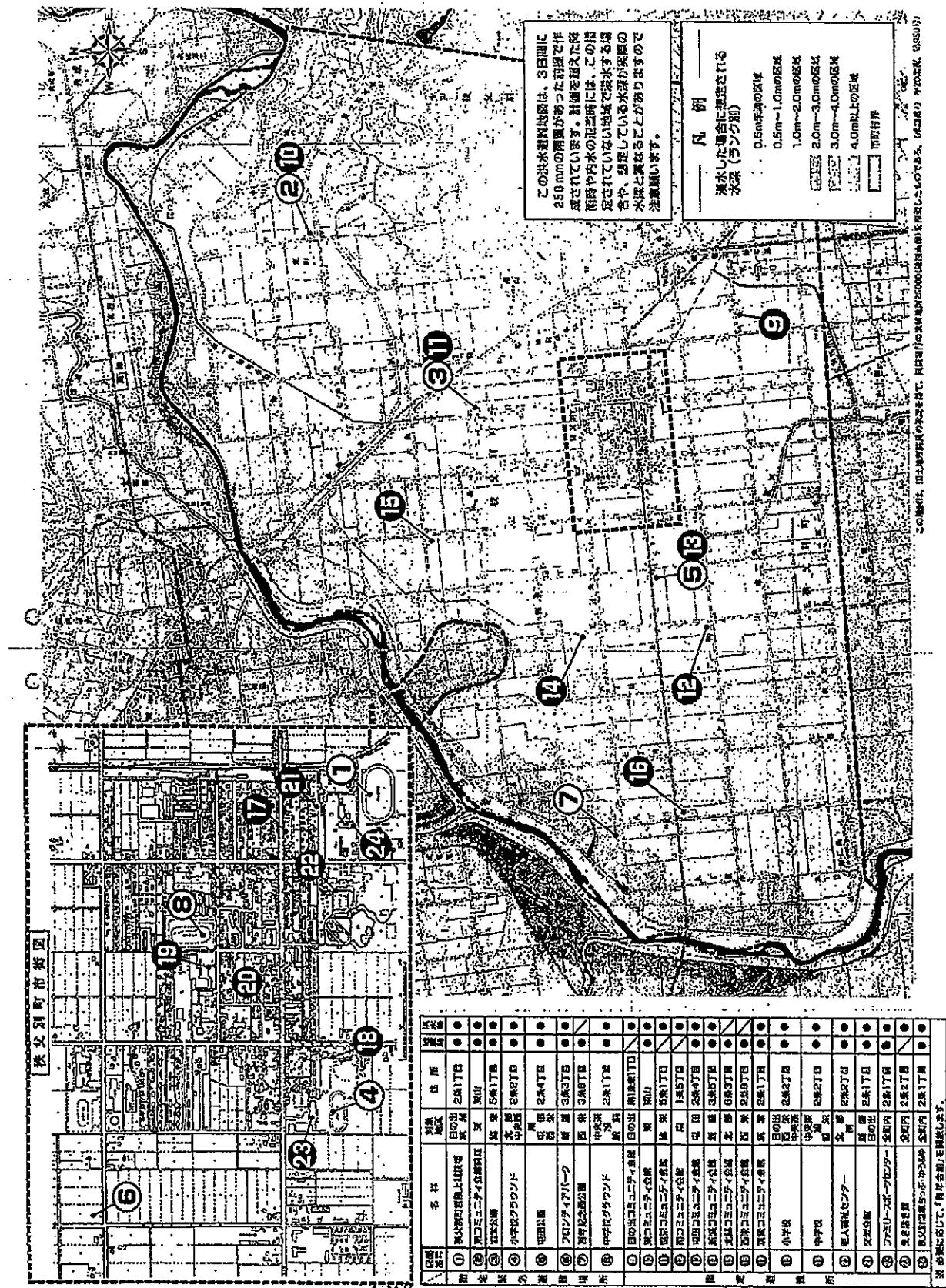
			<p>5 医薬品及び医療機器の確保に関すること。</p> <p>6 空知保健福祉事務所保健福祉部との連絡調整に関する こと。</p> <p>7 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。</p> <p>8 救急医療及び助産に関すること。</p>
	・医 療		<p>1 病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被災医療に関すること。</p>
農林商工 対策班	・農 政	・農 産 業 課	<p>1 雨量観測及び記録に関すること。</p> <p>2 農作物及び営農施設の被害調査並びに復旧対策に関する こと。</p> <p>3 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する こと。</p> <p>4 農業用水路、ため池等かんがい施設の警防及び応急対 策に関すること。</p> <p>5 農地及び農業用施設の復旧事業に関すること。</p> <p>6 農業灾害補償及び農業関係資金の融資に関すること。</p> <p>7 被災農作物の病害虫の防疫に関すること。</p> <p>8 救農土木事業に関すること。</p> <p>9 種苗及び生産資材の確保に関すること。</p> <p>10 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。</p> <p>11 死亡獣畜の処理に関すること。</p> <p>12 林野災害に係る被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>13 農業関係機関との連絡調整に関すること。</p>
	・商 工		<p>1 商工、観光関係者の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 商工、観光関係者の援護、金融対策に関すること。</p> <p>3 生活関連物資等の価格安定供給に関すること。</p> <p>4 商工、観光関係者との連絡調整に関すること。</p>
土木対策班	・応急対策	建設課	<p>1 河川水位の観測に関すること。</p> <p>2 内水排除施設の運転に関すること。</p> <p>3 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること。</p> <p>4 町有土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>5 町有土木施設の復旧に関すること。</p> <p>6 応急復旧資機材の調達及び輸送計画に関すること。</p> <p>7 救援物資等の輸送計画に関すること。</p>

			8 障害物の除去に関すること。 9 水防警戒区域の巡視及び水防活動に関すること。 10 建設関係団体との連絡調整に関すること。
	・環境交通		1 被災時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 2 衛生関係機関との連絡調整に関すること。 3 死体の収容管理、埋葬及び火葬に関すること。 4 避難所における仮設トイレに関すること。 5 被災地の交通対策に関すること。
	・建築		1 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 公共施設（建築物）の復旧に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 住宅の応急修理に関すること。 5 被災宅地安全対策に関すること。
	・水道対策		1 上下水道施設、公園施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 上下水道の復旧に関すること。 3 避難住民等への飲料水の供給に関すること。 4 応急給水に関すること。
文教対策班	・学校教育	教育委員会	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 学校教育施設の復旧に関すること。 3 学校教育施設の応急利用に関すること。 4 公立学校等との連絡調整に関すること。 5 児童、生徒等の安全確保に関すること。 6 被災児童、生徒の応急教育対策に関すること。 7 学用品等の支給に関すること。 8 教職員の動員に関すること。
	・社会教育		1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設の復旧に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。
協力班	・支援対策	議会事務局 農業委員会 出納室	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他対策班への支援に関すること。

資料2 消防機関の組織



資料3 洪水ハザードマップ



資料4 重要水防区域

No	河川名	左右岸	種別	重...点 区間	重 要 度	築堤名	距離標	延長	位 置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 築堤高	事務所	備 考
1307	雨竜川	左岸	堤防断面		A	秩父別鉄道橋 上流築堤	24.49 ～ 27.14	2.47	25.80	50.55	52.05	-	北空知	
1308	雨竜川	左岸	堤防断面		A	秩父別鉄道橋 上流築堤	29.30 ～ 30.62	1.38	30.00	55.97	57.46	-	北空知	
1323	雨竜川	左岸	水街・洗掘		B	秩父別築堤	22.30 ～ 22.40	0.10	22.40	46.80	48.30	48.34	北空知	
1338	雨竜川	-	工作物		A	雨竜川橋	26.27	-	26.27	51.19	52.69	50.76	北空知	
1339	雨竜川	-	工作物		B	吊橋	30.69	-	30.69	56.84	58.34	55.62	北空知	
1363	雨竜川	左岸	旧川跡		要 注 意	千秋上流築堤	15.40 ～ 16.20	0.80	15.80	41.72	43.22	43.57	北空知	
1364	雨竜川	左岸	旧川跡		要 注 意	千秋上流築堤	16.20 ～ 16.50	0.30	16.40	42.08	43.58	43.63	北空知	
1365	雨竜川	左岸	旧川跡		要 注 意	千秋上流築堤	17.50 ～ 19.00	1.50	18.20	43.31	44.81	44.84	北空知	
1366	雨竜川	左岸	旧川跡		要 注 意	秩父別築堤	19.00 ～ 23.00	4.00	21.00	45.38	46.88	47.66	北空知	

## 重要水防箇所評定基準

種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防重要な区間	要注意区間	備考
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。		・計算を実施しない場合における前回計算時点から河道変化状況の確認の実施。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。		・計画に用いる基準断面形は計画断面(標準堤)とする。
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で所要の対策が未施工の箇所。		・H18年度より堤防詳細点検結果を反映させることとなった。詳細点検実施河川から順次見直しが必要。
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。		・18年度より堤防詳細点検結果を反映させることとなった。詳細点検実施河川から順次見直しが必要。
水衙・洗堀	水衙部にある堤防の前面の河床が深堀れしているがその対策が未施工の箇所。 機台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の壁固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に満した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衙部にある堤防の前面の河床の深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。		・水衙・洗堀箇所については当年度の河川カルテ、航空写真より現状の確認を行う。
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な橋、橋梁、施管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。		・河川管理施設等構造令における橋脚による断面阻害率等流下能力阻害状況を考慮する必要の有無を検討。
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮縫切り等による本堤に影響を及ぼす箇所。	
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。	
施 布			陸閘が設置されている箇所	
重点区間	水防活動上の必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間			

資料5 重要水防位置図

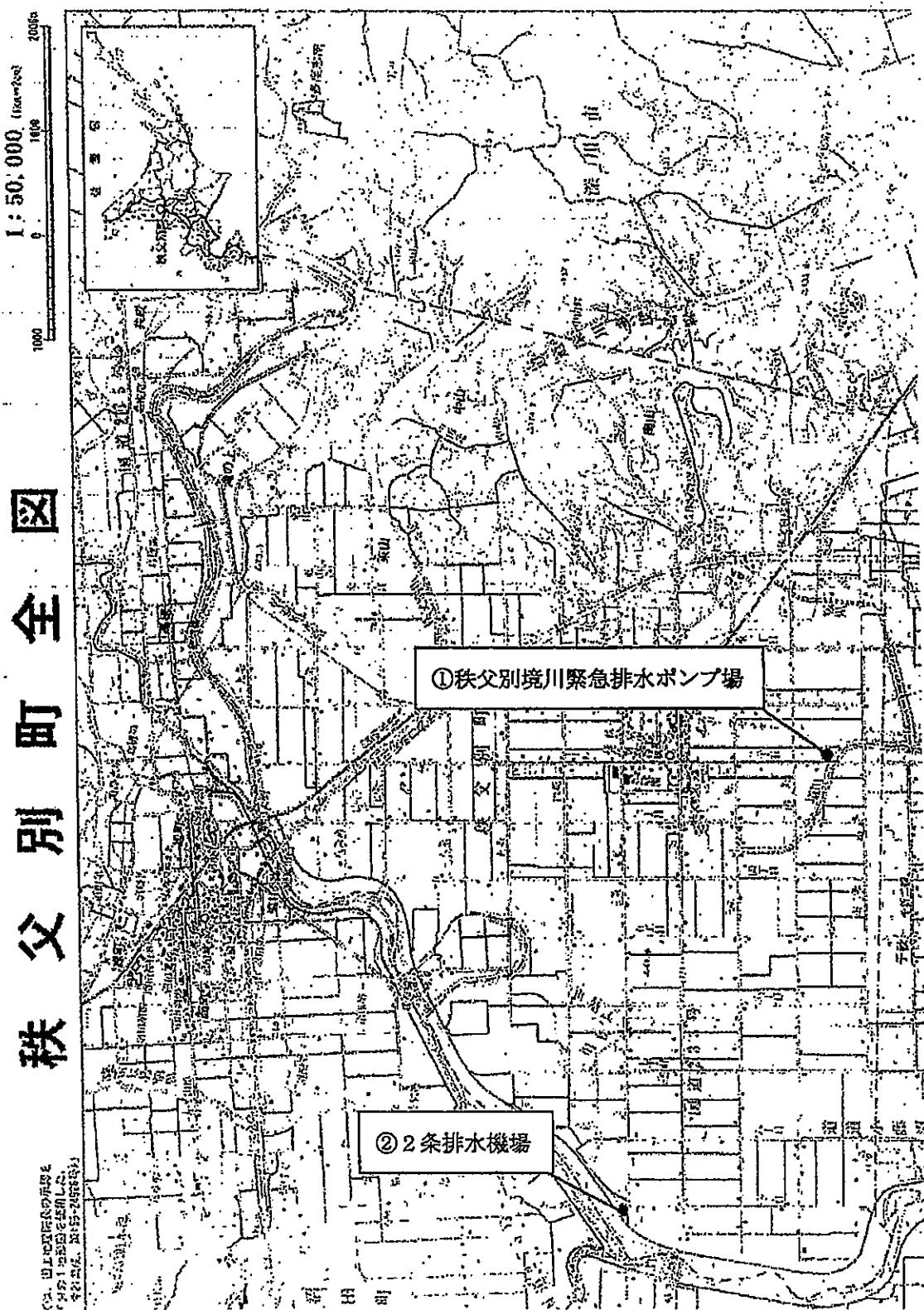


資料6 水防倉庫一覧

所 在 地	品 名	数 量
秩父別町2条2丁目 「秩父別町役場」	土のう袋	2,000袋
	スコップ	60丁
秩父別町2条1丁目 「秩父別町消防団」	土のう袋	50袋
	ロープ	3巻
	ライト	5機
	発電機	3機
	スコップ	20丁
	掛け矢	1丁
	のこ	2丁
	ペンチ	2丁
	ハンマー	3丁
	ヘルメット	50個
	胴長	2足
	ゴム長	30足

資料7 排水機場一覧及び位置図

	名 称	住 所	ポンプ台数	ポンプ口径	設 置 年
①	秩父別境川緊急排水ポンプ場	秩父別町南2条2丁目	3台	700mm	平成 4年
②	2条排水機場	秩父別町3条9丁目	2台	900mm	平成11年



資料8 河川水位観測所一覧表

河川名	観測所名	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	観測地	電話番号	受信装置
石狩川	納内	57.50	58.90	60.20	61.20	深川市	631-1127	電話応答装置
	深川橋	48.30	49.30	—	—	深川市	631-1127	電話応答装置
	橋本町	23.20	24.60	26.20	26.80	新十津川町	631-1127	電話応答装置
	奈井江大橋	14.00	15.80	19.70	20.10	流山町	631-1127	電話応答装置
	月形	10.40	12.30	15.10	15.50	月形町	631-1127	電話応答装置
	岩見沢大橋	7.80	9.40	—	—	岩見沢市	631-1127	電話応答装置
	石狩大橋	4.30	5.10	7.80	8.10	江別市	631-1127	電話応答装置
	伊納	90.80	92.20	95.20	96.00	旭川市	0166-52-0330	直通

注) 上記表中「電話応答装置」は北海道開発局石狩川開発建設部で装置したものである。

## 資料9 水防法

制 定 昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号

最終改正 平成 25 年 6 月 14 日 法律第 44 号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 水防組織（第3条—第8条）
- 第3章 水防活動（第9条—第31条）
- 第4章 指定水防管理団体の組織及び活動（第32条—第35条）
- 第5章 水防協力団体（第36条—第40条）
- 第6章 費用の負担及び補助（第41条—第44条）
- 第7章 雜則（第45条—第51条）
- 第8章 罰則（第52条—第54条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9

条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害

予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち、水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の予防水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会にお

いて、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関する学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関する学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。  
(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。  
(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)  
第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならぬ。

3 水防団及び消防関係は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。  
(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)  
第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこ

れらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関する必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、該当都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動の河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

5 二以上の都府県に關係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に關し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### （第3章 水防活動）

#### （河川等の巡視）

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めるなければならない。

#### （国の機関が行う洪水予報）

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。  
（2）国土交通大臣は、二以上都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（3）都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

#### （都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（2）都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

#### （水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれが

あることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（関係市町村長への通知）

- 第13条の2 第10条第2項若しくは前条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項若しくは前条第2項の規定より通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（浸水想定区域）

- 第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。  
(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

**第15条 市町村防災会議**（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第3号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- (1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下外その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条について同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第3号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
  - 一 前項第3号イに掲げる施設：当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第3号ロに掲げる施設：当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第1項の規定により自

衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三．前項第3号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

二 第6条第1項の土砂災害警戒区域同法第7条第3項に規定する事項

三 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域同法第55条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認められるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告することができる。

4 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

7 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置

かなければならない。

- 8 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。  
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）  
第15条の2 第15条1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び住所地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。  
（市町村地域防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする）とあるのは、「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画という）とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条3項、第15条の2第1項及び第3項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

#### （水防警報）

- 第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けた

ときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。(水防計画の指定の旨の公示)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。(水位の超過による出動)

(優先通行) 水防団員及び消防機関の車両は、他の車両の通行を優先する。

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならぬ。(水防車両の優先通行)

(緊急通行) 水防団員及び消防機関の車両は、他の車両の通行を優先する。

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号) 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に、

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。(水防信号の定め)

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求) 警察官は、前項の職権の行使のため、水防上緊急の必要がある場所においては、

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援) 水防上緊急の必要がある場合に、水防管理者は、水防上緊急の必要がある場所においては、

第23条 水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4. 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求める水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第 24 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第 25 条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第 26 条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。  
2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車輛その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における國土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都道府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。  
(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸水した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「國土交通省の職員」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「國土交通大臣」と、同条第2項中「水防管理団体」とあるのは「國小」とする。  
(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならぬ。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画) 水防計画とは、水防団、消防機関及び水防協力団体の組織、活動等の計画である。

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届けなければならない。
- 4 第7条第2項及び第3項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

- 第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。
- （水防団員の定員の基準）
- 第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第5章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

- 第36条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- （水防協力団体の業務）

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (4) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  
(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村どが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあっせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあっせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府

県の知事と協議しなければならない。  
(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

## 第7章 雜則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるとごろにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受けける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 國土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、國土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 國土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 國土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による

立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は整備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- (2) 第20条第2項の規定に違反した者
- (3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、國土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成 17 年度から平成 21 年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の 3 分の 1 以内を補助することができる。

4 國土交通大臣は、平成 22 年 3 月 31 日までの間、附則第 2 項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則【昭和 27 年 7 月 31 日法律第 258 号】抄

1 この法律は、昭和 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則【昭和 29 年 6 月 1 日法律第 140 号】

この法律は、公布の日から施行する。

附 則【昭和 29 年 6 月 8 日法律第 163 号】抄

(施行期日)

1 この法律中、第 53 条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行日から、その他の部分は、警察法(昭和 29 年法律第 162 号。同法附則第 1 項但書に係る部分を除く。)の施工の日から施行する。

附 則【昭和 30 年 7 月 11 日法律第 61 号】抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則【昭和 31 年 6 月 11 日法律第 141 号】抄

1 この法律は、昭和 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則【昭和 32 年 5 月 16 日法律第 105 号】抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則【昭和 33 年 3 月 15 日法律第 8 号】

この法律は、公布に日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則【昭和 35 年 6 月 30 日法律第 113 号】抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

(経過規定)

第 3 条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律のきていにより内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若し

くは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則〔昭和 47 年 6 月 23 日法律第 94 号〕抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 57 年 7 月 16 日法律第 66 号〕抄

- この法律は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号〕抄

(施行期日)

- 第 1 条 この法律は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 60 年 6 月 21 日法律第 69 号〕抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号〕抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 48 号)、中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則〔平成 7 年 4 月 21 日法律第 69 号〕抄

(施行期日)

- 第 1 条 この法律は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中地方公務員災害補償法目次、第 3 条第 1 項、第 3 章の章名、第 33 条第 1 項、第 47 条、第 48 条及び第 72 条から第 74 条までの改正規定、第 2 条及び第 3 条の規定並びに第 4 条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第 9 条の 3 及び第 24 条第 2 項の改正規定並びに次条及び附則第 3 条の規定

平成 7 年 8 月 1 日

第 3 条 この法律の施行(附則第 1 条第 1 号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号〕抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國の、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなる者は、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用について改めて、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日の前にその手続きがされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされてないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査

法に規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法廷受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするもとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号〕抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月16日から施行する。

附 則〔平成13年6月13日法律第46号〕抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則〔平成17年5月2日法律第37号〕抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条のうち水防法第6条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この法律の施行の際に第1条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和39年法律第167号)第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川(同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第10条の6第1項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第10条の2第1項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第5条第1項に規定する二級河川で旧法第10条の6第1項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第1条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第2項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第3条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成18年6月2日法律第50号〕抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則〔平成22年11月25日法律第52号〕抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成23年6月24日法律第74号〕抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則〔平成23年8月30日法律第105号〕抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成23年12月14日法律第124号〕抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行の日から施行する。

附 則〔平成25年6月12日法律第35号〕抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の水防法第36条第1項の規定により指定されている水防協力団体は、第1条の規定による改正後の水防法（附則第6条において「新水防法」という。）第36条第1項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成25年6月14日法律第44号〕抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第1条、第5条、第7条（消防組織法第15条の改正規定に限る。）、第9条、第10条、第14条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第6章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第59条—第67条）」を「第6章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第59条—第67条）第6章の2 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第67条の2—第67条の7）」に改める部分に限る。）、同法第8条、第55条及び第59条第1項の改正規定並びに同法第6章の次に1章を加える改正規定を除く。）、第15条、第22条（民生委員法第4条の改正規定に限る。）、第36条、第40条（森林法第70条第1項の改正規定に限る。）、第50条（建設業法第25条の2第1項の改正規定に限る。）、第51条、第52条（建築基準法第79条第1項の

改正規定に限る。)、第 53 条、第 61 条(都市計画法第 78 条第 2 項の改正規定に限る。)、第 62 条、第 65 条(国土利用計画法第 15 条第 2 項の改正規定を除く。)及び第 72 条の規定並びに次条、附則第 3 条第 2 項、第 4 条、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条、第 14 条(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 141 条の 2 の次に 2 条を加える改正規定中第 141 条の 4 に係る部分に限る。)、第 16 条並びに第 18 条の規定 平成 26 年 4 月 1 日(罰則に関する経過措置)

第10条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

第11条 この附則二規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成25年6月21日法律第51号〕  
（昭和25年6月21日法律第104号の規定による改正部分）

(执行日期) 年 月 日至 年 月 日，由 执法人员： (签名) 执法

第1条 この法律は、公布に日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 三 附則第7条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日

(政令への委任) 第二十九条の二第一項の規定による政令は、内閣府の建議に基づき、内閣総理大臣が定める。

第22条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、別途定める。